

土庄町農業委員会会議録

令和4年6月20日

出席委員

濱中 紀仁	谷 忠敏	中黒 哲也	森田 嗣洋	中村 邦和
三村 康	佐伯 敏雄	西崎 幸人	田中 保久	森 和志
石井 正樹	榎木 通廣	中野 博喜	小畑 良弘	

欠席委員

事務局

事務局 堂山 真由美

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 3F 会議室 (防災対策室)

(議 長)

ただいまから、6月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として2議案あります。議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます、石井委員、榎木委員よろしく申し上げます。

それでは議案第1号「農地の権利移動承認について」の審議に入ります。事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、ページ、審査書を基に説明。

(議 長)

まず、議案第1号は第14番、15番が関連しておりますので、担当の森委員より続けて説明をお願いします。

(森委員)

譲渡人は、県外に在住しており小豆島には帰らないということで、譲受人へ農地すべてを買わないかと話を持ちかけたそうです。いずれの土地も道路沿いにあり、日当たりも良いためこの話を受けたそうです。補足といたしまして、今回申請の一部農地は、周辺が山林化しており、入ることが困難である土地もあります。譲受人はオリーブ栽培を目的としておりますが、この春オリーブの成木を100本以上植えたそうです。以上のことを踏まえ調査した結果、特に問題ないと思われま。

(議 長)

ただいまの14番、15番の案件について、質疑に入りたいと思います。何かありましたら  
よろしくをお願いします。

(中野委員)

譲受人は、今も別の場所で農業を行っているのですか。

(森委員)

これから行うため現在は行っていません。

(小畑委員)

理由が耕作不便となっているがどういうことですか。

(森委員)

譲渡人は、生まれは小豆島だが現在は県外に住んでおり、今後はこちらに帰ってこない  
ため耕作できないということです。

(議 長)

他に質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第14番、15番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第14番、15番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第2号「農地の転用承認について」事務局からご説明をお願いいたしま

す。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第2号第6番について、担当の小畑委員より説明をお願いします。

(小畑委員)

譲渡人と譲受人が身辺整理のために申請地を調べたところ、親からは譲受人へ申請地を相続すると聞いていたが、登記簿では譲渡人の名義になっていたことが分かりました。今現在、譲受人が仕事関係の道具を置く資材置場や仕事で使用するトラックの駐車場として利用しています。本来は、家を建てた際に登記が済んでいるはずですが、どのような手違いがあったのか分かりませんが、田んぼだけが譲受人の名義にならず残ってしまったとのこと。今回登記簿を整理したいということで申請に至りました。調査した結果、特に問題ありません。

(議長)

説明のありました6番の案件について質疑に入りたいと思います。何かございましたらよろしく願いいたします。

(中野委員)

譲渡人が申請しているということは、相続等について納得しているということですね。

(小畑委員)

そうです。遺産相続で親から受け継いだが、両者が高齢であるため子どもに迷惑をかけられないということで、今回調べることとなりました。

(森委員)

宅地にするのですか。

(小畑委員)

今は、駐車場にすると聞いています。

(事務局)

補足いたします。今回申請の使用目的は、駐車場と資材置場の用途となっておりますが、あくまでも駐車できる車は事業で使用する車であること、また資材に関しては事業で使用する資材のみを置くことが転用の条件となっております。その旨については、代理人を通じて申請者へ伝えております。また、駐車場と資材置場について現状のままでの利用と聞いております。

(議 長)

他にありませんか。質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第6番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第6番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、申請番号7番について、石井委員よりご説明をお願いいたします。

(石井委員)

申請番号7番の件について、農地機構の専門員と事務局の3名で現地確認に行ってきました。場所は南向きで日当たりも良く、太陽光を行うには立地の良い場所です。周辺の農地については、隣地で野菜を栽培している方がお一人おられます。その方にも後日お会いしましたが、申請地までの道を重機が通ることで破損した場合どうなるのかという心配がありました。そのことも含め譲受人である業者に確認したところ、道が破損した場合は補修も行うとの回答がありました。申請地は山の中であることから、太陽光を設置したことにより迷惑する人も少ないと考えられます。譲渡人は現在一人暮らしで、高齢なため農地を手放しているようです。以前にも別の場所で太陽光設置のために農地を手放しております。譲渡人もこれだけの広大な農地を一人で管理することは困難であるため、今回業者と話ができたそうです。雨水については、除草シートを敷き自然沈下させるようにするそうです。特に問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

(議 長)

説明は終わりましたが、皆さんからご質問はありますか。

(谷委員)

他の地区で太陽光設置後に大雨が降り、防草シートの上を雨水が流れ、他の農地に流れたことがありました。溝などがいないためそれが心配です。

(議 長)

土庄町の場合、太陽光パネルの面積によって景観審議会で審議しなければならないはず  
です。

(事務局)

現在、建設課にその申請は上がっております。景観審議会は、6月30日に開催予定で  
すが、農業委員会のほうが20日開催なため先に審議する流れとなっております。

(議長)

他にご質問はございませんか。改めまして、決議に移ります。

議案第2号第7番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第2号第7番について、原案のとおりご承認いただきました。

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時30分

議事録署名人 議長 濱中 紀仁

議事録署名人 石井 正樹

議事録署名人 榎木 通廣